

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年（行ウ）第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件

令和5年（行ウ）第480号 国家賠償請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣）

準備書面 (8)

令和7年6月24日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人

川 勝 庸

岡 田 健

金 田 充

奥 原 大

小 山 舞

被告は、本準備書面において、原告の令和7年4月17日付け原告準備書面(6)（以下「原告準備書面(6)」という。）に対し、必要と認める限度で反論する（後記第1ないし第5）。

略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 不許可の理由を示さずにされた本件各処分が憲法13条及び31条に違反するとの原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張

原告は、韓国やドイツにおいて帰化の不許可理由の開示が予定されていること、我が国において以前は不十分ながらも理由の開示がされていたことなどから、帰化不許可の理由を開示できないとはいえず、処分庁の恣意を抑制する観点と裁判を受ける権利の実質的保障の観点から不許可理由の開示が不可欠であるなどとして、不許可理由を示さずにされた本件各処分がいずれも憲法31条と結びついた憲法13条が保障する行政の適正手続に違反する旨主張する（原告準備書面(6)第2の1・4ないし6ページ）。

2 被告の反論

(1) 行政手続法3条1項10号が「帰化に関する処分及び行政指導」を同法の適用から除外したことは必要かつ合理的であること

被告準備書面(1)第3の1(1)イ(5ページ)、被告準備書面(2)第1の2(3)(3及び4ページ)、被告の令和6年12月9日付け準備書面(7)（以下「被告準備書面(7)」という。）第2の4(1)イ(1)イ(10ページ)で述べたとおり、行政手続法上、理由の開示について定めた8条の規定は外国人の帰化に関する処分については適用除外とされており（行政手続法3条1項10号）、国籍法を含む他の法律にも、帰化に関する処分について理由の開示を義務付ける規定は置かれていない。

これは、帰化の許可の判断が、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられて

いることを前提として、法務大臣は、帰化を不許可とする場合であっても、国際情勢、外交関係、公安上の理由等から不許可の理由を開示できない場合が存在するという、帰化に関する行政処分の特異的な性質を反映したものである。すなわち、国籍は、「国家の主権者の範囲を確定し、国家の属人的統治権の範囲を限定する高度の政治的事項であり（東京地裁昭和63年4月17日判決・訟務月報35巻3号495ページ）、国籍の取得を許可する行為である帰化に関する処分は、国家主権に係る事項に関する判断に基づいてされるものであって、行政手続法が定める一般的な行政手続をとることになじまないものに当たる（乙34・50ページ）とともに、被告準備書面(1)第3の1(1)イ（4及び5ページ）で述べたとおり、帰化の許否は、当該外国人の一切の行状、国内の政治・経済・社会等の諸事情、国際情勢、外交関係、国際礼譲等の諸般の事情を斟酌しなければ、適切かつ的確な判断をすることができないものであり、また、国益の保護の観点から見た場合には、国内はもとより国際的にも広範な情報を収集しその分析の上に立ち、その時々に応じて、的確な判断をすることが求められており、通常の裁量判断とは異なる特殊性を有する点からも、行政手続法が定める一般的な行政手続をとることになじまないものに当たる。

そして、被告準備書面(2)第1の2(3)イ（4ページ）等で述べたとおり、法務大臣が帰化の許否の判断をするに当たって、どのような事実をどのようにに評価したかにつきその詳細を明らかにすることは、帰化行政における調査手法等をも推知させるおそれがあり、評価の対象となる事実の隠匿や偽装を誘発しかねないなど、将来における帰化行政の適正・公正な運用の妨げとなり、ひいては、国の治安にも重大な影響を与えるおそれがあるものである。

このように、帰化許可申請に対する不許可処分について理由の開示が法律上要求されていないのは、帰化の許否判断が、多様な事情を総合的に考慮し、法務大臣の広範な裁量権の行使として判断がされるという、帰化申請に対す

る処分の特殊な性質を反映したものであるから、行政手続法3条1項10号が、「帰化に関する処分及び行政指導」を同法8条を含む同法の適用から除外したことは必要かつ合理的である。

(2) 行政手続法3条1項10号は憲法13条及び31条に反しないこと

処分庁に対して行政処分の理由の提示を義務付けることは「処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する」(最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617ページ等参照)こととなり、そのことが帰化許可申請者にとって利益となり得るとしても、どのような方法によって、行政手続の公正や透明性の確保を図るか否かは、基本的に立法政策の問題と解すべきである。

そして、前記(1)で述べたとおり、行政手続法3条1項10号が、帰化行政の特殊な性質に鑑みて、帰化に関する処分を同法8条を含む同法の適用から除外することとしたことには合理性があるというべきである。

したがって、行政手続法3条1項10号は、憲法13条及び31条に違反しない。

(3) 諸外国の帰化手続における不許可理由の開示の状況は、我が国における帰化手続の在り方及び本件各処分の適否を左右するものではないこと

各国の国籍立法は、その国家成立の沿革、歴史的伝統、政治経済体制、置かれた国際的環境等の種々の要因に基づき決定されており、これらの差異に応じて、各国の国籍立法には、種々様々なものがある(乙20・249及び250ページ参照)。そのため、原告が指摘する諸外国の例は、我が国の帰化手続において、不許可の理由を開示すべきことになるものではない。なお、原告が挙げる韓国の裁判例について、韓国における帰化の手続と我が国における帰化の手続を同列に論じることができないことは、被告準備書面(7)第2の4(1)イ(i)(10ページ)で述べたとおりである。

したがって、韓国やドイツにおける帰化の不許可理由の開示に関する原告

の指摘は、我が国における帰化手続の在り方及び本件各処分の適否を何ら左右しない。

(4) 東京高裁平成元年1月24日判決（乙5）に被告の主張と矛盾する点はないこと

原告は、我が国において以前に不許可理由の開示がされていたとして東京高裁平成元年1月24日判決（乙5）の2及び3ページを参照する（原告準備書面(6)第2の1・5ページ）。

しかし、同判決に係る事件の被控訴人（法務大臣）は、「法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならないと定められているが（中略）不許可については、何らの規定もなく、申請者に対して告知しなければならないとはされていないから、法務大臣に告知義務はない。」と不許可の通知自体からその理由を了知できるようにしなければならない旨をいう控訴人の主張が前提を欠く旨主張していたものである（乙5・3ページ）。そして、この点について、同判決は「不許可の理由については、それを告知すべきであるとの規定がないこと及び帰化の許可に関して法務大臣は広範な裁量権を有していることに鑑みると、不許可の通知に際してその理由を具体的に付記することを要するものと解することはできない。」と判示したものである（乙3・5ページ）。また、同判決における事案では、東京法務局長が帰化不許可の理由を開示したもののそれが不十分であるとして控訴人から批判されているが、個別の事案において帰化不許可の理由を可能な限度で明らかにするか否かという運用上の取扱いと不許可処分に際してその理由を開示しなければならない法的義務があるか否かという法的問題は、次元を異にする。

したがって、上記東京高裁判決に被告の主張と矛盾する点はなく、我が国において以前に不許可理由の開示がされていたなどと指摘して、不許可の理由の開示が不要であるとの被告の主張が「端的に被告自身の従前の運用との

間で矛盾を来している」という原告の主張（原告準備書面(6)第2の1・5ページ）は理由がない。

(5) 帰化許可申請に対する法務局の職員の審査は恣意的なものではないこと

原告は、帰化申請に関する書籍（甲37）に「法務局によって手続きや必要書類の指示など、多くの独自の裁量権が認められている」と記載されていること（76ページ）をもって、帰化許可申請に対する法務局の職員の審査が恣意的であると主張するようである。

そもそも、上記書籍の「多くの独自の裁量権」がどのようなものをいうのか判然としないが、前記(1)で述べた帰化の許否の判断の特殊性と法務大臣の極めて広範な裁量権の下、法務局の職員が、帰化許可申請の審査の過程で、申請者に対し、帰化の許否判断に関連する個々の問題状況等に応じて必要と考えられる書類を求めることなど是有り得るし、それに応じて手続の流れや所要期間等に差異が生じることも当然あり得るところであり、そうした具体的な手続の流れ等の差異をもって、帰化許可申請に対する法務局の職員の審査が恣意的であるということはできない。

(6) 不許可の理由を示さずにされた本件各処分が原告の裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害するものとはいえないこと

原告は、不許可の理由を開示することは裁判を受ける権利の実質的保障の観点からも不可欠である旨主張するところ、それと本件各処分が憲法13条及び31条に違反するという主張がどのように結びつくのか判然としない。原告は、不許可の理由を示さずにされた本件各処分が原告の裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害するという趣旨をいうものとも解されるが、そうであるとしても、以下のとおり、理由がない。

すなわち、憲法32条にいう「裁判を受ける権利」とは、政治権力からの独立の公平な司法機関に対して、全ての個人が平等に権利・自由の救済を求め、かつ、そのような公平な裁判所以外の機関から裁判されることのない権

利をいう。そして、裁判を受ける権利を「奪はれない」とは、民事と行政事件においては、自己の権利又は利益が不法に侵害されたとき、裁判所に対して損害の救済を求める権利、すなわち裁判請求権又は訴権が保障されること、したがって、裁判所の「裁判の拒絶」は許されないことを意味する（乙35・280及び281ページ）。そうすると、処分庁に行政処分の理由の提示を義務付けることが「処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える」（前掲最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決等参照）こととなり、そのことが帰化許可申請者にとって利益となり得るとしても、憲法32条がそのような利益まで保証するものでないことは明らかである。

したがって、不許可の理由を示さずにされた本件各処分が、原告の裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害するものとはいえない。

(7) 小括

以上によれば、不許可の理由を示さずにされた本件各処分が憲法13条及び31条に違反する旨をいう前記1の原告主張は理由がない。

第2 帰化を許可するに当たって日本語要件を課し、その不充足を理由として帰化を認めないことが難民条約ないし憲法の要請に反する旨の原告の主張に理由がないこと

1 日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していることなど、日本社会に融和していることを考慮することが憲法10条に違反するとの原告の主張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、憲法10条は、帰化に関する一般的な要件自体は、法律で直接かつ明確に定めることを要請しているにもかかわらず、「日常生活に支障のない程度の日本語能力（会話及び読み書き）を有するなど、日本社会に融和している」という我が国における帰化の一般的な要件は、国籍法はもちろん、

何らの法令にも定めがないから、憲法10条に違反するなど主張する（原告準備書面(6)第1の2・2ページ、第3の1・6ページ）。

(2) 被告の反論

被告準備書面(5)第2の2(4ページ)で述べたとおり、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、国家の構成員としての資格である国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかについて、立法府の裁量判断にゆだねる趣旨であると解される（最高裁平成27年3月10日第三小法廷判決・民集69巻2号265ページ、最高裁平成20年6月4日大法廷判決・民集62巻6号1367ページ参照）。

そして、このような立法府の裁量に基づいて日本国籍の得喪に関する要件を規定する国籍法は、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができ（国籍法4条1項）、帰化をするには法務大臣の許可を得なければならないこととした上（国籍法4条2項）、一定の条件を備える外国人について、帰化を許可することができると規定している（国籍法5条ないし9条）。

以上のような国籍の性格や国籍法の規定から明らかなように、被告準備書面(1)第3の1(1)(4ページ)等で述べたとおり、国籍法所定の帰化の条件は、法務大臣が帰化を許可する場合に満たされるべき最低条件を定めたものにすぎず、法務大臣は、国籍法所定の条件を備える外国人についても、なおその帰化を許可するか否かを決する裁量権を有するものと解するのが相当である。

そして、被告準備書面(5)第4の1(2)(8及び9ページ)で述べたとおり、帰化の許可申請に対してこれを許可するか否かは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられており、しかも、その考慮要素に制約はないところ、我が国の国家共同体の一員とすることが適当かどうかという観点から帰化の許否について判断するに当たり、国籍法所定の帰化の条件を備える者について、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していることなど、日本社会に融

和していることを更に考慮することに合理性があることは明らかである。

これに対し、原告は、諸外国において帰化の要件として言語要件が法定されていることを挙げ、これらとの対比により、我が国において、帰化の許否の判断に当たり日常生活に支障のない程度の日本語能力を考慮することが憲法10条に違反する旨の前記(1)の主張を補充するようであるが(原告準備書面(6)第3の1・6ページ)、前記第1の2(3)のとおり、各国の国籍立法は種々様々であるから、諸外国における帰化の要件に関する法律の定め方は、我が国における帰化の許否に係る法務大臣の裁量権の有無ないし範囲を左右するものではない。

したがって、原告の前記(1)の主張は理由がない。

- 2 原告の日本語能力の不充足を理由とする再度の不許可処分が憲法13条及び31条に違反するという原告の主張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、「多くの国」で「帰化の言語に関する試験」の「問題集」が書店で販売されるなど試験内容が秘密にされていないのに対し、「日本においてのみ」、日本語能力試験の内容を秘密にすることが必要であるとの理由は見いだせないとした上で、日本語能力の具体的な水準や試験の内容が一切秘密となっている状況は極めて不透明であり、日本語能力試験の実施が統一的に行われていないから、恣意的な判断を排除し得ないとして、日本語能力の要件の不充足を理由としてされた再度の不許可処分が、憲法31条と結びついた憲法13条が保障する行政の適正手続に反するなどと主張する(原告準備書面(6)第3の2・6及び7ページ)。

(2) 被告の反論

ア しかし、そもそも原告が主張する「帰化の言語に関する試験」の「問題集」がいかなるものを指すのか、「多くの国」がどの国を指すのか定かでないし、原告の主張を裏付ける証拠も提出されていない。そして、前記(1)の

原告の主張は、前記第1の2(1)で述べた我が国における帰化に関する処分の特殊な性質や同(3)で述べた各国の国籍立法には種々様々なものがあることを踏まえることのないまま諸外国との不均衡を論ずるものにすぎず、我が国の帰化行政に対する批判の前提を欠いている。

イ また、日本語能力試験の評価基準については、帰化行政における調査手法等を推知させるなどのおそれがあり、既に述べた以上にその詳細を明らかにすることができないことは、被告準備書面(2)第1の2(3)イ(4ページ)、被告準備書面(5)第4の1(3)(10ページ)等で繰り返し述べたとおりであり、その詳細を明らかにすることは、むしろ帰化行政の適正さを損うおそれがある。

ウ 原告は、日本語能力試験が統一的に行われていないことをもって、恣意的な判断が排除しえないと主張するが、被告準備書面(5)第4の2(3)(12ページ)で原告に対して実施した日本語能力試験の出題方式について補足したところからも明らかなように、日本語能力試験は、日常生活に支障のない程度の日本語能力を確認するに足りる程度のものであって、高度な日本語能力のレベルを要求するものではなく、出題される問題や試験を担当する職員によって審査結果に有意な差異が生じ得るものではないから、原告の主張は前提を欠く。

エ 以上によれば、前記(1)の原告の主張は、理由がない。

3 難民に対して日本語能力の要件を課することが難民条約34条、憲法98条2項等に反するとの原告の主張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、近藤敦教授の意見書(甲36。以下「近藤意見書」という。)に基づき、難民条約34条が「無国籍防止原則」の「アナロジー」(類推)としての「事実上の無国籍状態回避原則」に基づくものである憲法22条2項と結びついた憲法13条が「事実上の無国籍状態回避原則」を保障しており、国

籍についての国家の裁量の範囲が制約されている旨主張しつつ（原告準備書面(6)第1の2及び3・2及び3ページ）、難民の保護国は、無国籍状態にある難民に対して社会への適応と帰化をできる限り容易なものとするように求められるとした上で、難民条約34条ができる限り帰化を容易にすることを求めていることからすれば、難民に対して日本語能力の要件を課すということ自体（当該要件を課す現在の運用）が憲法98条2項に反する旨主張する（同書面第3の3(1)・8ページ、甲36・9ページ）。そして、原告の上記主張は、やや判然としないきらいがあるものの、憲法22条2項と結びついた憲法13条が「事実上の無国籍状態回避原則」を保障しているとの見解を前提とし、あるいは、難民に対して日本語能力の要件を課すことがこれらの憲法の条項にも反する趣旨をいうものと解される（原告準備書面(6)第1の2・2及び3ページ、同書面第1の3の見出し部分・8ページ、同書面第1の3(4)カ及び(5)・12及び13ページ）。

(2) 被告の反論

ア しかし、原告の主張を踏まえても、そもそも「事実上の無国籍状態回避原則」なるものが憲法22条2項及び13条によって保障されていると解すべき根拠は明らかでない。

また、憲法22条2項が保障する国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎないと解するのが相当である。この点については、東京高裁令和4年11月10日判決（乙37）は、「憲法は、22条2項において、「何人も（中略）国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定して、国籍離脱の自由を定めているものの、国籍の取得及び保持に関する権利が保障されるか否かについては何らの定めも置いていない。そして、上記のとおり、日本国籍の得喪に関する要件の定立が立法府の裁量判断に委ねられていることからすれば、同項

の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎないといえることができるから、控訴人の主張する「国籍を離脱しない自由」が「国籍を離脱する自由」と概念上表裏の関係に立つとしても、同項の規定により、日本国籍を保持することができる権利が保障されていると解することはできない。また、上記のとおり、憲法10条が日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難い」と判示しているところでもある（乙36・60及び61ページ、乙37・11ページ。なお、同判決は、上訴期間の経過により確定している。）。

このように、憲法22条2項は、国籍を離脱する権利に関する規定であり、国家という一つの共同体が、本来その共同体に属さない個人を新たにその共同体の構成員として認め、国籍を付与する「帰化」に関する外国人の権利を認めるものとは到底解されないし、憲法13条ないしその趣旨がこれを左右するとも解されない。

したがって、「事実上の無国籍状態回避原則」なるものが憲法22条2項及び13条により保障されるという原告の主張は理由がない。

イ また、被告準備書面(Ⅰ)第3の1(3)イ（7ページ）等で述べたとおり、国籍法5条2項は、既に難民条約34条の趣旨にかなっているものであり、同条がその他の帰化の条件をも緩和し、帰化の許否に係る法務大臣の判断に関する裁量権を制限するものであるとは認められない。

したがって、難民による帰化許可申請について日本語能力を考慮することが、同条及び憲法98条2項に反するということもできない。

ウ 以上によれば、前記(Ⅰ)の原告の主張は理由がない。

4 帰化を許可するに当たって求められる日本語能力の水準等に関する原告の主

張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、難民による帰化許可申請において一定の日本語能力を要請すること自体が行政裁量の範囲として許容されることがあるとしても、①帰化許可申請で求められる日本語能力の水準や試験の内容は、難民が「できる限り容易に帰化」するために明確に示されている必要がある旨（原告準備書面(6)第3の3(2)・8ページ）、②日本語の習得困難性、難民の学習困難性、法務局における日本語能力の審査に係る運用等を踏まえると、通常の帰化許可申請で求められる日本語能力の水準を難民に対して一律に求めることは、難民の帰化を不可能ないし著しく困難とする結果を招来することになるから不合理かつ不適切である旨主張する（原告準備書面(6)第3の3(3)・8ないし10ページ）。その上で、原告は、③日本語教育の推進に関する法律15条に基づく「定住のために必要とされる基礎的な日本語」能力と「日常生活に支障のない程度の日本語能力」は少なくとも同水準であると解され、難民事業本部において提供される定住支援プログラムにおける日本語教育を修了していることをもって、帰化許可申請で求められる日本語能力を満たしていると解すべきである旨も主張する（原告準備書面(6)第3の3(4)・10ないし12ページ）。

(2) 被告の反論

ア 前記(1)①の原告の主張（日本語能力の水準や試験内容の明示の必要性）について

日本語能力試験の評価基準については、帰化行政における調査手法等を推知させるなどのおそれがあり、既に述べた以上にその詳細を明らかにすることができないことは、被告準備書面(2)第1の2(3)イ（4ページ）、被告準備書面(5)第4の1(3)（10ページ）等で述べたとおりである。

また、被告準備書面(5)第4の1(3)（9及び10ページ）で述べたとお

り、帰化許可申請者が日常生活に支障のない程度の日本語能力を真に有するかどうかの確認に実効性を持たせるためには、飽くまで日常的な日本語能力の確認が必要であって、いわゆる試験対策は、帰化の許否判断に必要な日本語能力について正しく評価することを困難とするおそれがあることから、試験内容等が明示されない状態で試験を実施することが基本的に必要であり、日本語能力の水準や試験の実施内容が開示されないとは帰化志望者が帰化の条件として求められる日本語能力の水準に到達するよう努力することができないなどというのは、事柄の本質を見誤った議論というほかない。難民認定を受けた者であっても、我が国の国家共同体の一員となることを希望する以上、帰化許可申請についての審査の過程において、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有することを確認することには十分合理性があるのであるから、難民認定を受けた者についても、実効性ある日本語能力試験を課す必要があることに変わりはない。

したがって、前記(1)①の原告の主張は理由がない。

イ 前記(1)②の原告の主張(通常の帰化許可申請で求められる日本語能力の水準を難民に対して求めることの合理性)について

難民認定を受けた者であっても、日本国籍を取得する、すなわち、我が国の国家共同体の一員となることを希望する以上、帰化許可申請についての審査の過程において、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有することを確認することに十分な合理性があることは前記アで述べたとおりである。また、その理由に照らせば、結果として一定程度の日本語能力を有していることが重要なのであって、日本語習得に至る過程に関する事情によって、「日常生活に支障のない程度」が変わることなどなく、要求すべき日本語能力の水準に影響を与える事情とはいえない。

そして、被告準備書面(2)第1の2(1)(2及び3ページ)、被告準備書面(7)第2の4.(2)イ(1)(14ページ)等で述べたとおり、各法務局及び地方

法務局において実施する日本語能力試験は、小学校低学年の児童が使用する教科書等を参考にして作成されるものであり、出題内容についても、難易度や方式を問わず無限定に出題しているものではなく、飽くまで平仮名及び片仮名の読み書きができるか否か並びに文章の理解力及び表現力があるか否かを問うものであって、高度な日本語能力のレベルを要求するものではない。

以上を踏まえると、原告の主張するように、要求される日本語能力の水準を帰化許可申請者の属性によって異なるものにすることに合理性があるとはいえない。

なお、原告は、文部科学省の学習指導要領（甲38）やアフガニスタンの難民に対して行われた日本への定住に関する調査結果（甲39）を挙げ、漢字の習得の困難性を主張する。しかし、そもそも、各法務局及び地方法務局において実施する日本語能力試験は、被告準備書面(5)第4の2(3)（12ページ）で述べたところからも明らかなとおり、漢字の読み書きができるか否かを主として問うものではないから、原告の上記主張は当を得ない。

したがって、難民認定を受けた者による帰化許可申請について、他の帰化許可申請者と同等に日常生活に支障のない程度の日本語能力を有することを要求することが、原告が指摘するような「難民の帰化を不可能にし著しく困難とする結果を招来する」ことにはならず、不合理、不適切とはいえないから、前記(1)②の原告の主張は理由がない。

ウ 前記(1)③の原告の主張(定住支援プログラムにおける日本語教育の修了をもって帰化許可申請において求められる日本語能力あるとみなすこと)について

被告準備書面(2)第1の2(2)（3ページ）で述べたとおり、定住支援プログラムの求める日本語能力が帰化の条件として求められる日本語能力

と同等であるとは限らないし、帰化許可申請をする者は、その審査においても、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していると判断される必要がある。また、定住支援プログラムにおける日本語教育を受講することと、日本語能力を習得できたかどうかは別の問題であって、同プログラムにおける日本語教育が、帰化に必要な日常生活に支障のない程度の日本語能力を習得することが可能なものであるとしても、これによりその程度の日本語能力を習得できるかどうかは受講者によるのであり、習得できたのであれば、帰化許可申請時の日本語能力試験において日常生活に支障のない程度の日本語能力があるとの認定がされるはずである。よって、定住支援プログラムにおける日本語教育があるからといって、そのみで日常生活に支障のない程度の日本語能力があると解する合理性があるとはいえず、別途日本語能力試験を課することが不合理とはいえない。

そして、被告準備書面 (7) 第2の4 (2) ウ. (イ) (15及び16ページ) で述べたとおり、帰化の許可申請に対して許可するかどうかは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられており、しかも、その考慮事項に制約はないことからすれば、法務大臣が帰化の許可否を判断するに当たって、定住支援プログラムにおける日本語教育を修了していることを考慮するか否か、またかかる事情を考慮する場合にいかに関係評価するかも含めて、その広範な裁量の範ちゅうに属するものと解すべきであるし、帰化許可申請についての審査の過程において、平仮名及び片仮名の読み書きなどから日常生活に支障のない程度の日本語能力の有無を判断することが不合理であるとはいえない。

この点に関連して、原告は、難民が定住支援プログラムにおける日本語教育を修了しているにもかかわらず、帰化において求められる日本語能力を充足していないと判断される場合は、帰化に必要な日本語教育の水準が「定住に必要な基礎的な日本語習得」の水準をはるかに超えていることと

なると主張するが、帰化の条件として求められる日本語能力が決して高度なレベルを要求するものでないことは、前記イで述べたとおりである。

したがって、前記1③の原告の主張は理由がない。

5 小括

以上のとおり、帰化を許可するに当たって日本語要件を課し、その不充足を理由として帰化を認めないことが難民条約34条、憲法10条、13条、22条2項、31条及び98条2項の要請に反する旨をいう原告の主張は理由がない。

第3 再度の不許可処分が難民条約ないし憲法の要請に反する旨の原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張

原告は、前記第3の4(1)等の主張を前提として、平成28年4月4日から平成29年まで定住支援プログラムを受講し、所定の日本語教育を修了したことをもって難民が帰化において求められる日本語能力を習得されたものとみなされるべきであるにもかかわらず、原告が受けた日本語能力試験をいずれも不合格と評価して下された再度の不許可処分は難民条約34条、憲法22条2項と結びついた憲法13条及び98条2項の要請に反するなど主張する（原告準備書面(6)第3の3・8ないし13ページ）。

2 被告の反論

しかし、前記第2の4(2)等で反論したところによれば、前記1の原告の主張は前提を欠くし、被告準備書面(5)第4の2(2)(11ページ)で述べたとおり、原告の定住支援プログラムにおける日本語学習の状況をもって帰化の条件として求められる日本語能力と同等の能力を有するとの確に判断することは困難である。そして、原告は、初回及び再度の帰化許可申請の審査の過程において、3回の日本語能力試験を受験したものの、その結果からはいずれの試験におい

でも日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していると認めることはできなかったものである。

したがって、前記1の原告の主張は理由がない。

第4 日本語能力試験の出題形式について

1 原告の主張

原告は、再度の帰化許可申請時に受けた日本語能力の試験に係る得点について、初回の試験（令和3年11月24日実施）では89点、2回目の試験（令和4年3月25日実施）では82点又は83点であったと認識している旨主張する（原告準備書面(6)第4の3・14及び15ページ）。また、原告は、甲第37号証の「法務局では難しい漢字の読み書きができる方を求めているわけではなく、カタカナやひらがなを完璧に書ける方を求めているのです」との記述（87ページ）を引用した上で、多少の誤答すら許されていないとも考えられる旨主張する（原告準備書面(6)第4の4・15ページ）。

2 被告の反論

(1) 原告の日本語能力試験結果等について

被告準備書面(5)第4の2(3)（12及び13ページ）で述べたとおり、原告は、再度の帰化許可申請についての審査の過程において、被告が主張する出題形式(原告も概ね認めている。)の日本語能力試験を3回受験したものの、その結果は、いずれも原告の主張する得点には達しておらず、基本的な平仮名及び片仮名の読み書きが十分にできていないなどと判断されたものである。

この点について、原告は、被告が日本語能力試験の得点を開示せずに原告の認識している得点に達していないと主張していることについて、それが客観証拠に基づかないものとして理由がないとし、得点や試験の出題形式を開示すべきであると主張する。しかし、日本語能力試験の評価基準や出題形式については既に相応に具体的に明らかにしているところであり、既に述べた

以上にその詳細を明らかにすることができないことは、被告準備書面 (2) 第 1 の 2 (3) イ (4 ページ)、被告準備書面 (5) 第 4 の 1 (3) (10 ページ) 等で繰り返し述べたとおりであるし、これと同様に得点を開示することもできない。

また、原告は、3 回目 (令和 4 年 10 月 14 日) に受験した日本語能力試験の結果について「開示されたかも含めて明確な記憶がない」と主張するが、この主張は、原告準備書面 (4) 第 4 の 3 (4) (35 ページ) における「法務局における帰化申請の日本語テストにおいても、すべて 80 点以上を取っていると認識して」いるとの主張と矛盾するから、日本語能力試験の得点に係る原告の主張は、信用できない。

したがって、前記 1 の原告の日本語能力試験結果等に関する主張は理由がない。

(2) 帰化の条件として求められる日本語能力の水準について

被告準備書面 (2) 第 1 の 2 (1) (2 ページ) 等で述べたとおり、帰化許可申請の審査に当たっては、日常生活に支障のない程度の日本語能力 (会話及び読み書き) を有することを審査するため、各法務局及び地方法務局が小学校低学年の児童が使用する教科書等を参考にして作成した日本語能力の試験を実施するなどしているのであって、「カタカナやひらがなを完璧に書ける」か否かを審査しているものではない。

したがって、甲第 37 号証の記述に依拠して「多少の誤答すら許されていない」と推論する前記 (1) の原告の主張は理由がない。

以 上